

# 第1回糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画策定委員会会議録

(令和4年度)

日	令和4年8月30日	時間	10:00~11:25	場所	市役所 203 会議室
件名	次第 別紙資料のとおり				
出席者	<b>【出席者】</b> 6人 (以下敬称略) 池田正夫、齋藤伸一、山崎毅、若木直弘、川辺雄太、小田島道子 <b>【欠席者】</b> 渡辺康太 <b>【アドバイザー】</b> 糸魚川警察署 太田和彦、遠山雄大 <b>【事務局】</b> 井川副市長、環境生活課 猪又課長、山岸係長、大矢主事				
	傍聴者定員	0人		傍聴者数	0人

## 会議要旨

<p>1 開会 (10:00)</p> <p>2 副市長あいさつ</p> <p>3 委員、事務局紹介</p> <p>4 推進計画スケジュール                  ≪事務局説明≫</p> <p>5 委員長、副委員長選出                  ・意見なし                  ・事務局案により、池田正夫委員を委員長、山崎毅委員を副委員長とすることに決定。</p> <p>6 協議事項                  (1) 糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画 (案) について                  ≪事務局説明≫                  ・犯罪被害者支援条例制定の背景、必要性について説明                  ・市独自の見舞金支給制度について説明                  ・条例に基づいた、糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画 (案) の説明</p> <p><b>【質疑・意見等】</b>                  (委 員) 市条例の第8条に犯罪被害者等の支援に関する施策について、被害者等の意見を反映するとあるが、こういった時に反映するのか。今まさに計画の段階で犯罪者の意見を聞く必要があるのではないか。                  (事務局) 現段階では犯罪支援の実績がなく、今後の計画への反映ということで考えている。                  (委 員) 計画の6ページ、支援体制基本方針、警察署、関係との連携と書いてある一方で、基本施策では情報相談及び 警察署と関係機関との連携としかなく、関係機関と連携した施策が書いていないようだ。特に相談関係。                  (事務局) 連携については、相談窓口の中で総合的に連携を行っていくという意味で記載している。                  (委 員) 説明では、犯罪被害者支援センターや警察被害者支援者協議会などと連携しているが、この条例や、計画を策定するにあたり声をかけているか。</p>
---

- (事務局) 本来であれば、ご意見を聞きながら制定等していくべきところだが、現在ご意見は聞いていない。
- (委員) 聞いていないとすれば、犯罪被害者がおいていかれているような感じとなるので、聞いたほうがよい。条例第2条(6)に書いてある公共団体等と計画段階から連携をとっていったほうがよい。計画中、相談は総合的には環境生活課と書いてあり、心身の疲労回復では、二次的被害を防ぐために「心理的外傷や心身に受けた影響に関する相談」が福祉事務所とある。計画の7ページの心理的外傷を受けた影響に関する相談窓口、カウンセラーさんや二次的被害を防ぐ相談受付をしなければいけない、二次的被害を防ぐというため、庁内で研修をしているのか。
- (事務局) 心理的外傷を受けた影響に関する相談窓口については、県のカウンセラーにつなげることも想定をしている。
- (委員) そのようなことであればしっかりと計画に明記していったほうがよい。被害者の二次的被害支援という側面で市内における凶悪犯被害の実態があるのか。
- (事務局) このあと警察署から犯罪件数等の説明があるが、市内でも犯罪は起こっている。
- (委員長) 見舞金の金額だが、他市町村も同額なのか。
- (事務局) 全国的にはほぼ同額だと思う。
- (副市長) 今このような額で定めているが、一般的な感覚では低いのではと感じている。今後動いてみて検証していきたい。
- (委員) 見舞金の予算は補正予算か、当初予算か。また、見舞金支給の規定があると思うが、死亡や重傷病について支給する規定はどのようなものか。
- (事務局) 令和4年度予算で1件ずつ計上している。遺族見舞金については、警察からの紹介によることを想定。重傷病者の見舞金は、療養期間1か月以上かつ、通算3日以上入院等の要件がある。警察では検察に送られれば支援が切れるため、その後は市町村等で支援していくという引継ぎになっている。見舞金については、県では県内自治体に網羅していきたいということで、県民が市内で見舞金がどこでも受けられるという体制を整備しているということになる。
- (委員) 要望になるがパブリックコメントは市民からの意見が少ないことから、できるだけ意見を吸い上げるような努力をしてほしい。計画策定後は広報で出すと思うが、難しい語句があるのでわかりやすい表示の仕方でアピールしてほしい。
- (事務局) 条例を設置するという事は市民や事業者、行政に対して義務を課すものであるもので、わかりやすいもので出していきたい。
- (委員) 意見見書の様式が配られている。意見があったら書いてほしいということか。
- (事務局) 資料の事前送付が遅くなり、内容確認が十分ではないかもしれない。今日の委員会で、まだ意見を言い足りなかったということがあればこの意見書で後日意見をいただきたい。
- (委員) 違和感がある。意見があればこの場で言えばよいのではないか。
- (委員) この委員会設置要綱では、計画について広く市民の意見や要望を聞くとある。委員は各種団体の代表なので、次の委員会までの間に意見を集約していただくことが本来の趣旨なのではないかと思う。
- (委員) 私たちも防犯組合協議会をしっかりとやっていて、皆さんの意見を聞いて代表で来てい

る。地域でも日頃から活動をして意見を伺っている。

(副市長) 本来複数回開いて揉んでいくところだが、計画を早期に策定したいという中でこの場を設けている。たたき台をお示しし、皆さんから意見をいただく形になっているが、会議の中で十分な議論が尽くせないところもあるかもしれないので、ご理解をいただきたい。パブリックコメントは形式上になっていないかというご指摘だと思う。全庁的に改めて体制を整えたいと思う。

(委員) 犯罪被害者の支援ということで、実際こういう警察署からこういう犯罪があつて被害に遭った場合に、警察から市に連絡が来るのか、警察のほうはそういう方に対して、相談窓口があるので被害者に進めたりするのか。または支援を広くお知らせし、被害に遭った人が自分から相談しない限り支援が始まらないのか、そういうところはどうなっているのか。

(委員) これについては、協議事項(2)の糸魚川警察署の支援状況について、警察署から話していただき、今の質問に対してはその方が良いと思います。

#### (2) 糸魚川警察署の実施状況

(アドバイザー) 警察が支援する期間は、検察庁の処分確定まで。それ以降は被害者が支援をこれからも支援を受けたいということであれば、民間の支援団体等に紹介していく。

(委員) 人権教育をされているということで、他の県や市町村では学校教育で啓発されている。糸魚川市で犯罪被害を検索しても出てこないのので、この議事録などしっかりと周知していただきたい。他市町村ではやっていないところあるが、学校教育での啓発というところも検討したらどうか、また、計画にも掲載したほうがよいのではないか。

(事務局) 庁内委員会も立ち上げており、施策の部分も委員にも投げかけ洗い出しを進めたいと思っている。4月1日施行で十分な周知もされていないところもあるので、今後の課題としてしっかりと周知に努めていくことが大前提になる。

(委員) 資料の4、令和4年はひき逃げ事件が3件となっているが、犯人は捕まったか。

(アドバイザー) 捕まっている。

(委員) 交通安全、オレオレ詐欺の出前講座で警察が来て講義してくれるが、この犯罪被害者を支援するという講座はないか。

(アドバイザー) 犯罪被害者支援に関する講座はない。

(委員) 糸魚川警察署被害者支援連絡協議会から何か意見が出ているということはあるか。

(アドバイザー) 糸魚川警察署被害者支援連絡協議会は、病院の先生などが入っていただいております、年1回会合をしている。この計画(案)を会合に示していただいて意見をもらう予定。

(委員) 更生保護女性会の一般的な意識として、どちらかというとか害者の更生をしている団体。犯罪被害者というのは十分に保護されてきたのではという視点が主だった。まだこのような段階で放置されていたのかというような感想。高齢者は、被害者の方は十分保護されているという思い込みがある。本腰をいれないと高齢者にはピンとこないと思う。

(委員) 被害者もこの計画を見たときに想うところもあると思う。少なくともいがた犯罪被害者支援センター等に、何らかの被害者の意見を聞いてほしい。施策、啓発や見える化が足りない分野だと思う。他市町村だと計画の中に施策の実施状況を定期的に公表するというところを入れたりしている。計画の中でこのようなことが利用されているなど、今市民から見えていない状況があるので、どういう施策がどう利用されているか公表してい

かないと、今後計画を変えていくにあたって議論のたたき台にならない。何の周知が足りていないのかわからないと思うので、積極的に施策状況を入れたほうがよい。他では支援従事者の育成が入っている。何回も聞き取りするところが二次的被害を発生させるという視点もある。話を聞くときは慎重にケアして気を遣うが、この計画だとちゃんと配慮されているのか少し不安なところがある。カウンセラー研修、被害者支援研修を行うなど、支援従事者の育成を考えたほうがよいのではないかと。また、プライバシーの保護とあるが、あまり計画で触れられていない。事業者に対して何の働きかけをするのかも見えてこない。

(事務局) 庁内委員会でも検討しているところもある。プライバシー、または事業者への働きかけについては庁内委員会で話をさせていただきたい。カウンセラー相談育成は大切だと思っている。庁内にカウンセラーや相談員はいるが、課内の仕事で忙殺されてしまうという現状がある。そういった中で強化が必要と感じている。この計画などが動き出して、相談というものがどのようになされていくのか、まだ手が届いていない部分だと考えている。ご意見のとおり、相談業務が一番大切だと認識をしている。今後の推移を見ながらそういったところも検討していきたい。

(委員) 事業者については刑を終えてきた加害者を受け入れというのは、糸魚川市でもあるのか。そのへんの連携をとということも考えたほうがよいのでは。

(事務局) 条例の中では二次的被害で、治療のために休みを取るなど、長期休養されている人たちを簡単に解雇しないというところをうたっている。率先してそういった方々を就職させるということではなく、今の立場を守るというようなところで、わかりやすい文書を企業向けに出していくということも必要だと思うので、そういうところも協議していきたい。

(委員) 県が出している支援ノート等を使っていつて啓発してもよいと思う。

## 7 その他

- ・意見書の提出について

## 8 閉会(11:25)